

証券コード：2009

2021年3月12日

株 主 各 位

福岡県うきは市吉井町276番地の1

鳥越製粉株式会社

代表取締役会長兼社長 鳥 越 徹

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染症にかかる事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催することといたしました。

なお、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただく場合は、後記の株主総会参考書類をご検討賜り、2021年3月29日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時

2. 場 所 福岡県うきは市吉井町1001番地4

うきは市文化会館

末尾に記載のご案内用略図をご参照願います。

株主の皆様へのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様の感染リスクを避けるため、**本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。**

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第86期（ 2020年1月1日から
2020年12月31日まで ）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第86期（ 2020年1月1日から
2020年12月31日まで ）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役5名選任の件
- 第3号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

- ~~~~~
1. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.the-torigoe.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 議決権行使についてのご案内
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2021年3月29日（月曜日）午後5時45分までに行使してください。
- * 書面による方法と電磁的方法（インターネット等）による方法とにより重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- * 電磁的方法（インターネット等）による方法で複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否を入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

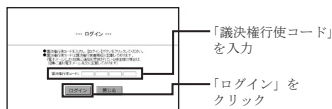
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

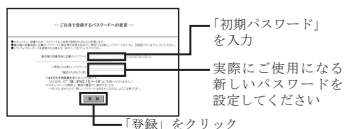
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、世界規模での新型コロナウイルス感染拡大の影響により社会・経済活動が長期に亘り著しく停滞し、景気は急速に悪化しており、感染拡大に未だ収束の見通しが立たない等、予断を許さない状況が続いております。

食品業界におきましては、外出自粛要請等により内食需要が増加する傾向がみられたものの、昨年4月の緊急事態宣言発出に伴う商業施設、店舗等の臨時休業や営業時間の短縮、インバウンド消費の激減などにより、外食需要は大きく減少しました。経済活動の制限や自粛生活が継続している中、感染再拡大により先行きは更に不透明な状況にあります。

当社グループの取扱い製品は業務用(BtoB)が大半であり、お取引先の営業時間の短縮や一部店舗の閉鎖等による需要減少の影響を受けており、当社の出荷数量が新型コロナウイルス感染拡大前の水準に戻るには、今暫く時間が必要な状況です。

このような状況の中にあって当社グループは、中期経営計画「TTC150 Stage 1」の最終年度の当期において、将来の持続的成長に向けた諸施策に取り組みました。精麦飼料部門の更なる業容拡大のために、当社100%出資の新規連結子会社を設立し、石橋工業株式会社より精麦および飼料ならびに倉庫部門の事業を譲り受けました。これにより、当社が注力している「食事用大麦」をはじめとする穀物事業における販売の拡大へ向けて営業推進体制を強化いたしました。

販売面につきましては、需要減少に伴う小麦粉出荷数量の減少などにより、売上高は181億8千2百万円と前年同期に比べ18億8千4百万円(9.4%)の減収となりました。

収益面につきましては、コスト削減に努めましたが、減収の影響により経常利益は10億1千万円と前年同期に比べ3億8千万円(27.4%)の減益、当期純利益は特別損失(投資有価証券評価損等)を計上したことにより、5億6千2百万円と前年同期に比べ4億3千6百万円(43.7%)の減益となりました。

各部門の概況は次のとおりです。

製粉部門

輸入小麦の政府売渡価格引き下げに伴い製品価格の値下げを実施したことに加え、需要減と販売競争激化により出荷数量が減少した結果、売上高は92億5千3百万円と前年同期に比べ15億3千9百万円（14.3%）の減収となりました。

ミックス類等加工食品部門

低糖質食品シリーズ「パンdeスマート」の売上は増加しましたが、需要減による既存商品や加工食品の出荷数量が減少した結果、売上高は61億6千6百万円と前年同期に比べ5億4千6百万円（8.1%）の減収となりました。

精麦飼料部門

積極的な営業活動を展開したことにより、製品の出荷数量が増加し、更に原料価格上昇に伴う製品価格の値上げを実施した結果、売上高は27億6千2百万円と前年同期に比べ2億1百万円（7.9%）の増収となりました。

部門別売上高の状況

部 門	2019年度（第85期）		2020年度（第86期）		対 前 期 比 較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年対比
製 粉 部 門	百万円 10,793	% 53.8	百万円 9,253	% 50.9	百万円 (減) 1,539	% 85.7
ミックス類等 加工食品部門	6,712	33.4	6,166	33.9	(減) 546	91.9
精麦飼料部門	2,560	12.8	2,762	15.2	(増) 201	107.9
合 計	20,066	100.0	18,182	100.0	(減) 1,884	90.6

(2) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は3億5千1百万円であり、その主なものは次のとおりです。

当期中に完成および取得した主要設備

大阪工場	機械装置更新
広島工場	機械装置更新
静岡工場	機械装置更新

（注）上記、当期中に完成および取得した主要設備の投資総額は9千6百万円です。

(3) 資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資の資金は、自己資金によっております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要の減少が続く中、販売競争は一段と激しさを増しており、厳しい経営環境が続くものと思われま

す。当社といたしましては、安定的且つ継続的な食品供給の責任を果たすために、従業員の感染を防止し、お客様の安全も確保しながら事業活動を継続してまいります。

また本年よりスタートした新たな中期経営計画「TTC150 Stage 2」におきましては、厳しい経営環境下でも持続的成長を可能とする自己変革の期間と位置づけ、次のような施策を中心にグループ一丸となって改革の実現に向けて取り組んでまいります。

① 営業組織の再編成

② 営業組織に連動した研究開発体制および生産拠点の再構築

③ デジタル化による全社的業務改革の推進

当社といたしましては、顧客本位の事業活動を通じて社会に貢献し、「世の中になくなくてはならない企業」として持続的成長と企業価値の更なる向上を目指し、地域社会、日本、そして世界の人々の生活文化の向上に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第83期)	2018年度 (第84期)	2019年度 (第85期)	2020年度 (当期)
売 上 高	百万円 20,136	百万円 20,321	百万円 20,066	百万円 18,182
当 期 純 利 益	1,175	1,147	998	562
1株当たり当期純利益	50円49銭	49円30銭	42円91銭	24円17銭
総 資 産	39,424	39,597	39,833	38,016
純 資 産	31,840	31,494	32,401	31,755

- (注) 1. 第84期に当期純利益が減少した主な理由は、原材料費や労務費、物流費等が増加したことによるものです。
2. 第85期に当期純利益が減少した主な理由は、売上高の減少に加え物流費等が増加したことによるものです。
3. 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
石 橋 工 業 株 式 会 社	43	100.0	精麦および飼料等の製造・加工・販売。 倉庫業。
中島精麦工業株式会社	16	100.0	精麦加工業、飼料加工業。
株 式 会 社 カ ネ ニ	10	100.0	小麦粉、飼料、米穀等の卸売業。
株式会社大田ベーカリー	20	99.0	パン類の製造・販売。
久留米製麺株式会社	10	70.4	生麺類の製造・販売。

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の経過

当期中に当社100%出資の石橋工業株式会社（本店所在地、福岡県）を設立したことにより、同社が当社の子会社となりました。

④ 企業結合の成果

当社は上記の重要な子会社5社を連結対象子会社としております。当期の連結売上高は218億7千万円（前期比2.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5億2千7百万円（前期比47.6%減）となりました。

⑤ 技術提携等の状況

ア) アメリカのプレミックス、ベーカリーマシン等の製造販売会社であるドーン・フーズ社のグループ会社と技術提携を行っております。

イ) ドイツの製菓、製パン用原材料等の製造販売会社であるCSM社(ウルマ・シュパッツ) およびそのグループ会社と、業務および技術提携を行っております。

ウ) イギリスのイースト（酵母）の製造販売会社であるABマウリ社の輸入総代理店である豊通食料株式会社と継続的売買契約を結んでいます。

エ) アメリカの機能性食品素材の製造販売会社であるファイバースター社と業務提携を行っております。

(7) 主要な事業内容

部 門	主 要 製 品
製 粉 部 門	小麦粉（パン用・めん用・菓子用）、ライ麦粉、ふすま
ミックス類等 加工食品部門	業務用プレミックス、家庭用プレミックス、 製パン・製菓用原材料、品質改良剤、日持向上剤、 業務用食品素材、雑穀加工品、大麦粉
精麦飼料部門	押麦、焼酎用等の原料麦、麦ぬか、加熱圧ぺんとうもろこし２種混合 飼料、圧ぺん麦、配合飼料

(8) 主要な営業所および工場

本 店	福岡県うきは市吉井町276番地の1
本 社	福岡市博多区比恵町5番1号
事 務 所	東京事務所（東京都）
営 業 所	精麦カンパニー〔製造工場を含む〕（福岡県） 福岡営業所（福岡県） 広島営業所（広島県） 大阪営業所（大阪府） 名古屋営業所（愛知県） 東京営業所（東京都） グレイン・プロGRESSチーム（東京都） マテリアル戦略室（東京都） 仙台営業所（宮城県）
工 場	吉井工場（ライ麦製粉工場）（福岡県） 福岡工場（製粉工場）（福岡県） 広島工場（製粉工場）（広島県） 大阪工場（ミックス工場）（大阪府） 静岡工場（製粉（小麦粉・ライ麦粉）、加工食品工場）（静岡県） 東京工場（ミックス工場）（千葉県）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
265名	（増）6名	41.0歳	16.5年

（注）上記従業員数には、臨時雇員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	831 百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	595
株 式 会 社 広 島 銀 行	240
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	188
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	164

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,036,374株（自己株式 2,763,009株を含む）
- (3) 株主数 10,883名（前期末比減 346名）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
有 限 会 社 鳥 越 商 店	1,420	6.1
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,300	5.6
三 井 物 産 株 式 会 社	1,300	5.6
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,162	5.0
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,145	4.9
株 式 会 社 広 島 銀 行	730	3.1
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	630	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	613	2.6
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	567	2.4
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	550	2.4

- （注）1. 上記のほか当社所有の自己株式2,763,009株があります。
2. 持株比率は自己株式（2,763,009株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
鳥 越 徹	代表取締役会長兼社長	
高 峰 和 宏	取締役副会長 (製造本部管掌)	
中 川 龍二三	取締役常務執行役員 (管理本部長)	
倉 富 純 男	取 締 役	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 株式会社福岡中央銀行 社外取締役 株式会社九電工 社外取締役
池 長 大五郎	常任監査役(常勤)	
小 田 博 之	監 査 役(常勤)	
秀 島 正 博	監 査 役	公認会計士・税理士 メディアファイブ株式会社 監査役
岡 崎 信 介	監 査 役	弁護士

- (注) 1. 取締役 倉富 純男氏は、社外取締役です。
2. 監査役 秀島 正博氏および岡崎 信介氏は、社外監査役です。
3. 監査役 秀島 正博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 倉富 純男氏ならびに監査役 秀島 正博氏および岡崎 信介氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役1名および社外監査役2名との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 取締役 倉富 純男氏は、2020年3月27日開催の第85期定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
7. 取締役 田中 優次氏は、2020年9月5日逝去により退任しました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
	名	千円	
取 締 役	5	94,340	2008年3月28日開催の第73期定時株主総会の決議による報酬の額 取締役 年額240百万円以内 (うち社外取締役 10百万円以内) ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
監 査 役	4	28,648	2008年3月28日開催の第73期定時株主総会の決議による報酬の額 監査役 年額55百万円以内
計 (うち社外)	9 (4)	122,988 (9,040)	

- (注) 上記支給人員および報酬等の額には、当事業年度中に退任した社外取締役1名分を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重要な兼職内容	当社との関係
取締役	倉 富 純 男 (注) 1	西日本鉄道株式会社	代表取締役社長 執 行 役 員	(注) 3
		株式会社福岡中央銀行	社 外 取 締 役	(注) 3
		株式会社九電工	社 外 取 締 役	(注) 3
	田 中 優 次 (注) 2	西部瓦斯株式会社	相 談 役	(注) 4
		若築建設株式会社	社 外 取 締 役	(注) 3
		黒崎播磨株式会社	社 外 取 締 役	(注) 3
監査役	秀 島 正 博	メディアファイブ株式会社	監 査 役	(注) 3

- (注) 1. 取締役 倉富 純男氏は当社の株式を1千株所有しております。
2. 取締役 田中 優次氏は2020年9月5日逝去により退任しました。
3. 重要な取引および特別な関係はありません。
4. 当社は西部瓦斯株式会社の株式を120千株所有し、同社は当社の株式を394千株所有しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	倉 富 純 男	就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
	田 中 優 次	退任日までの間に開催された取締役会8回のうち5回出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行ってりました。
監査役	秀 島 正 博	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会10回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
	岡 崎 信 介	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 会計監査人の報酬等の額

31,500千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
ア) 当社は、職務執行に係る情報を文書により保存しております。
イ) 当社監査役会または当社監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役は何時でも当該文書を閲覧または謄写に供しております。
- ② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア) 当社グループは、危機発生時に適切かつ迅速な対応ができるよう危機管理マニュアルを策定し、役員および社員に周知徹底しております。
イ) 当社グループでは「食の安全・安心」を確保するため、当社に品質保証室を設置し、品質管理体制を一層強化しております。
- ③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア) 当社グループにおいては、取締役の任期を選任後1年内とするとともに、当社においては、執行役員制度の導入によって意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、また、グループ各社については、当社から取締役や監査役を派遣し、グループ各社の経営を監督することなどにより、当社グループの経営の効率性を確保するよう努めております。
イ) 当社グループの業務執行に関わる協議につきましては、当社は取締役、監査役および執行役員による役員会を開催し、グループ各社にも当社に準じて取締役、監査役による役員会を開催させるようにしております。
- ④ 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア) 当社グループは、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値および株主利益を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としており、そのために経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立し、またコンプライアンス経営を徹底させております。
イ) 当社グループは、コンプライアンス面において「企業理念」および「行動規範」を制定し、企業倫理や法令を厳守することを明確にするとともに、実際の事業活動においてとるべき具体的な行動をコンプライアンスマニュアルにまとめ、当社グループの役員および社員が高い倫理観を維持・向上するよう努めております。
ウ) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

- エ) 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。当社グループでは、監査役は取締役会等重要な会議には常時出席し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制となっております。
- ⑤ グループ各社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループにおいては、「企業理念」、「経営方針」、「行動規範」等をグループ各社に周知徹底しております。また、グループ各社に関わる重要案件については、グループ各社の取締役等をして当社に報告させたうえで、当社取締役会に付議する体制をとっております。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確認に関する事項
- ア) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」といいます。）を求められた場合には、関連する部署のスタッフをして、監査役から職務の委嘱を受け、監査役の補助を行わせることとしております。
- イ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役会からの独立性を確保いたします。
- ウ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う体制といたします。
- ⑦ 当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役が当社監査役に報告をするための体制ならびに当該報告者が不利な取扱いを受けないための体制
- ア) 当社監査役は必要に応じて、当社グループの会計監査人、取締役、使用人およびグループ各社の監査役に対して報告を求めることとしております。また、当社監査役は、当社取締役会等重要な会議には常時出席し、意見を述べております。
- 当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役は、法令違反行為など当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象については、これを発見次第、当社監査役に報告することとしております。
- イ) 当社グループでは、当社監査役へ前号の報告等を行った者に対し、当該報告等をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、周知徹底しております。
- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用に関する事項
- 当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、当社監査役の請求に応じてこれを支出することとしております。また当社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないとしております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社では、監査役が会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行っております。また、当社監査役は代表取締役と随時会合を持ち、監査の状況、経営上の重要課題について意見交換を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を12回開催し重要な意思決定を行なうとともに、執行役員を含めた経営会議を11回開催し執行役員の業務執行機能及び取締役による監督機能を果たしております。

監査役はそれぞれの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行なっております。

② 企業集団における運営状況

グループ会社運営マニュアルに基づいたグループ会社運営を実施しております。

グループ会社へは当社から取締役や監査役を派遣し、グループ会社社長を議長とする取締役会を定期開催することによってグループ会社の経営監督を行なっております。

更に、グループ会社社長と当社代表取締役とのグループ会社ミーティングをグループ会社毎に年1回実施することによって、グループ各社の経営課題把握等の討議を通じ、グループ会社の経営の効率性を高めております。

グループ会社における設備投資等の重要事案は、当社の役員会に付議されており、グループ会社の重要な業務執行についての当社への報告体制は実施されております。

③ 法令遵守への取組状況

当社グループにおいてはコンプライアンスマニュアルに基づく業務執行に努めております。

コンプライアンス教育については従業員への研修をはじめ、グループ会社の経営陣へのコンプライアンス研修会等を実施し、当社グループ全体の倫理観の維持向上に取り組んでおります。

④ 財務報告に係る内部統制への取組状況

内部統制に関する基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除への取組状況

お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、製品、技術及びサービス面において競合会社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、①オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、②高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基盤研究等の充実、③独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、及び④単なる商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、創業150周年を迎える2027年を見据え、2018年度からの3カ年の中期経営計画「TTC150 Stage 1」を策定し、2017年12月発表いたしました。当社は、中期経営計画において、その基本方針として次の4項目を掲げています。

- (i) 時代の変化に対応した新しい価値の創出
- (ii) 顧客本位の事業活動
- (iii) 社員一人ひとりが成長できる環境の整備
- (iv) 事業活動を通じた社会への貢献

当社は、中期経営計画に定められたこれらの基本方針に沿った諸施策を実施することこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に資するものと考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの強化の取組みとして、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期は1年となっております。また、独立性を有する社外取締役を1名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2018年2月8日開催の取締役会において、2015年3月27日開催の第80期定時株主総会の承認を得て更新した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」について、内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）とし、2018年3月29日開催の第83期定時株主総会において、本更新及び本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について承認を得ております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2018年3月29日開催の第83期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されます。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することがあります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、前記(2)②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に掲げる理由により、その公正性・客観性・合理性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されたものです。

② 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（(i)企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

③ 株主意思の重視

本プランは、2018年3月29日開催の第83期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き更新されました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,573,190	流 動 負 債	3,901,301
現金及び預金	6,833,541	買 掛 金	918,607
受 取 手 形	358,621	短 期 借 入 金	942,000
売 掛 金	2,504,733	1年以内に返済すべき長期借入金	1,250,000
有 価 証 券	2,961,500	リ ー ス 債 務	10,887
商品及び製品	1,031,187	未 払 金	85,128
原材料及び貯蔵品	3,480,248	未 払 法 人 税 等	148,628
前 払 費 用	54,258	未 払 消 費 税 等	73,781
輸出見返原料差金	38,208	未 払 費 用	392,678
その他の流動資産	313,234	預 り 金	52,820
貸 倒 引 当 金	△2,342	役員賞与引当金	400
固 定 資 産	20,443,547	その他の流動負債	26,370
有 形 固 定 資 産	8,057,661	固 定 負 債	2,359,524
建 物	1,206,898	長 期 借 入 金	100,000
構 築 物	225,361	リ ー ス 債 務	7,355
機 械 及 び 装 置	1,291,418	預 り 保 証 金	114,271
車 両 運 搬 具	0	繰 延 税 金 負 債	2,109,062
工 具 器 具 備 品	93,334	退職給付引当金	6,955
土 地	5,224,082	長 期 未 払 金	21,880
リ ー ス 資 産	16,210	負 債 合 計	6,260,825
建 設 仮 勘 定	356	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	65,755	株 主 資 本	27,027,320
電 話 加 入 権	6,449	資 本 金	2,805,266
ソフトウエア	59,306	資 本 剰 余 金	2,782,030
投資その他の資産	12,320,129	資 本 準 備 金	701,755
投資有価証券	8,742,739	その他資本剰余金	2,080,274
関係会社株式	2,104,074	利 益 剰 余 金	23,565,107
出 資 金	18,721	その他利益剰余金	23,565,107
長 期 貸 付 金	1,301,438	配当準備積立金	2,740,000
長 期 前 払 費 用	121,327	固定資産圧縮準備金	176
破産更生債権等	1,425	別 途 積 立 金	19,750,000
会 員 権	68,245	繰越利益剰余金	1,074,930
そ の 他 の 投 資	13,682	自 己 株 式	△2,125,084
貸 倒 引 当 金	△51,525	評価・換算差額等	4,728,591
資 産 合 計	38,016,737	その他有価証券評価差額金	4,728,591
		純 資 産 合 計	31,755,912
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,016,737

損 益 計 算 書

（自 2020年1月1日）
（至 2020年12月31日）

単位：千円

科 目	金 額	
売 上 高		18,182,656
売 上 原 価		14,377,901
売 上 総 利 益		3,804,754
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,022,077
営 業 利 益		782,677
営 業 外 収 益		247,647
受 取 利 息	5,119	
受 取 配 当 金	178,357	
有 価 証 券 利 息	965	
固 定 資 産 賃 貸 料	19,577	
そ の 他 の 収 益	43,628	
営 業 外 費 用		19,598
支 払 利 息	15,907	
そ の 他 の 費 用	3,690	
経 常 利 益		1,010,726
特 別 損 失		210,382
固 定 資 産 除 却 損	1,266	
減 損 損 失	61,541	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	133,667	
損 害 賠 償 金	13,907	
税 引 前 当 期 純 利 益		800,343
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	264,800	
法 人 税 等 調 整 額	△27,010	237,789
当 期 純 利 益		562,553

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

単位：千円

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				配当準備 積 立 金	固 定 資 産 圧縮準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,805,266	701,755	2,080,274	2,740,000	221	18,950,000	1,638,160	△2,124,974	26,790,705
当 期 変 動 額									
剰余金の配当							△325,828		△325,828
別途積立金の積立						800,000	△800,000		－
固定資産圧縮 準備金取崩					△45		45		－
当期純利益							562,553		562,553
自己株式の取得								△110	△110
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△45	800,000	△563,229	△110	236,614
当 期 末 残 高	2,805,266	701,755	2,080,274	2,740,000	176	19,750,000	1,074,930	△2,125,084	27,027,320

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	5,610,986	32,401,691
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△325,828
別途積立金の積立		-
固定資産圧縮 準備金取崩		-
当 期 純 利 益		562,553
自己株式の取得		△110
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変動額 (純額)	△882,394	△882,394
当期変動額合計	△882,394	△645,779
当 期 末 残 高	4,728,591	31,755,912

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- 製 品 …… 先入先出法による原価法
- 商 品 …… 移動平均法による原価法
- 原料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ④ 長期前払費用 …… 定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸
倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
一部の従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当期末要支給額を計
上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

① 担保に供している資産

建物	594,376千円
構築物	128,912千円
機械及び装置	592,675千円
車両運搬具	0千円
工具器具備品	33,911千円
土地	1,297,100千円
合計	2,646,976千円

② 対応債務

短期借入金	260,000千円
1年以内に返済すべき長期借入金	608,000千円
合計	868,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,197,723千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権 332,386千円

(4) 関係会社に対する短期金銭債務 6,489千円

(5) 関係会社に対する長期金銭債権 1,301,438千円

(6) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が受取手形の当期末残高に、次のとおり含まれております。

受取手形 4,804千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高 481,050千円

(2) 関係会社からの仕入高 58,391千円

(3) 関係会社との営業取引以外の取引高 11,416千円

(4) 減損損失

当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
福岡県市 岡倉	遊 休 資 産	土 建 構 工 具 器 具 備 品 地 物 物 品

資産のグルーピングは、事業用資産は管理会計上の区分毎に、賃貸資産及び遊休資産は1物件毎に区分しております。

減損損失を計上した遊休資産は、時価が著しく下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

減損損失金額の固定資産の種類毎の内訳は次のとおりです。

土地	59,953千円
建物	1,502千円
構築物	59千円
工具器具備品	25千円
合計	61,541千円

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式	株	株	株	株	
普 通 株 式	2,762,889	120	0	2,763,009	(注)
合 計	2,762,889	120	0	2,763,009	

(注) 普通株式の自己株式の増加120株は単元未満株式の買取請求による増加です。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

減価償却費及び減損損失	101,751千円
投資有価証券	57,920千円
貸倒引当金	16,408千円
未払事業税	12,666千円
長期未払金	6,664千円
その他	17,220千円
繰延税金資産合計	212,631千円
繰延税金負債との相殺	△212,631千円
繰延税金資産の純額	0千円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	2,071,223千円
土地	250,392千円
固定資産圧縮準備金	77千円
繰延税金負債合計	2,321,693千円
繰延税金資産との相殺	△212,631千円
繰延税金負債の純額	2,109,062千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会 社 等 の 称	議決権等の所有(被所有)割合	関 連 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	石橋工業㈱	所有直接100%	資金の援助	資金の貸付※	1,502,095千円	短期貸付金 長期貸付金	262,426千円 1,139,668千円
				利息の受取※	3,944千円	そ の 他 流動資産	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

※市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,364円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円17銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,463,583	流 動 負 債	4,369,279
現金及び預金	7,434,648	支払手形及び買掛金	1,089,009
受取手形及び売掛金	3,573,051	短 期 借 入 金	2,232,944
有 価 証 券	2,961,500	未 払 法 人 税 等	157,034
商 品 及 び 製 品	1,166,438	役 員 賞 与 引 当 金	3,750
原材料及び貯蔵品	4,126,853	そ の 他	886,541
そ の 他	203,627	固 定 負 債	2,719,006
貸 倒 引 当 金	△2,537	長 期 借 入 金	234,218
固 定 資 産	19,519,834	繰 延 税 金 負 債	2,227,180
有 形 固 定 資 産	10,270,772	退職給付に係る負債	21,938
建物及び構築物	1,810,637	そ の 他	235,669
機械装置及び運搬具	1,465,931	負 債 合 計	7,088,285
土 地	6,750,955	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	9,247	株 主 資 本	27,137,618
そ の 他	233,998	資 本 金	2,805,266
無 形 固 定 資 産	307,898	資 本 剰 余 金	2,811,070
投資その他の資産	8,941,163	利 益 剰 余 金	23,646,365
投資有価証券	8,742,839	自 己 株 式	△2,125,084
繰 延 税 金 資 産	116	その他の包括利益累計額	4,728,591
そ の 他	265,998	その他有価証券評価差額金	4,728,591
貸 倒 引 当 金	△67,790	非支配株主持分	28,922
資 産 合 計	38,983,417	純 資 産 合 計	31,895,132
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,983,417

連 結 損 益 計 算 書

（自 2020年1月1日）
（至 2020年12月31日）

単位：千円

科 目	金 額	
売 上 高		21,870,638
売 上 原 価		17,487,227
売 上 総 利 益		4,383,411
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,647,027
営 業 利 益		736,383
営 業 外 収 益		264,503
受 取 利 息	1,539	
受 取 配 当 金	178,361	
固 定 資 産 賃 貸 料	19,673	
そ の 他 の 収 益	64,928	
営 業 外 費 用		23,106
支 払 利 息	17,846	
そ の 他 の 費 用	5,260	
経 常 利 益		977,780
特 別 利 益		21,044
固 定 資 産 売 却 益	246	
補 助 金 収 入	20,797	
特 別 損 失		210,502
固 定 資 産 除 却 損	1,386	
減 損 損 失	61,541	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	133,667	
損 害 賠 償 金	13,907	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		788,322
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	282,056	
法 人 税 等 調 整 額	△18,416	263,639
当 期 純 利 益		524,682
非支配株主に帰属する当期純損失		△3,242
親会社株主に帰属する当期純利益		527,924

連結株主資本等変動計算書

（自 2020年1月1日）
（至 2020年12月31日）

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,805,266	2,811,070	23,444,269	△2,124,974	26,935,632
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△325,828		△325,828
親会社株主に帰属する 当期純利益			527,924		527,924
自 己 株 式 の 取 得				△110	△110
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	202,096	△110	201,985
当 期 末 残 高	2,805,266	2,811,070	23,646,365	△2,125,084	27,137,618

	その他の包括 利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	5,610,986	32,164	32,578,782
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△325,828
親会社株主に帰属する 当期純利益			527,924
自 己 株 式 の 取 得			△110
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△882,394	△3,242	△885,636
当 期 変 動 額 合 計	△882,394	△3,242	△683,650
当 期 末 残 高	4,728,591	28,922	31,895,132

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

5社 石橋工業(株)、中島精麦工業(株)、(株)カネニ、(株)大田ベーカリー、久留米製麺(株)

② 連結の範囲の変更

当連結会計年度中に、当社100%出資の新規連結子会社（石橋工業株式会社）を設立し、連結の範囲に含めております。

③ 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

…… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製 品 …… 主として先入先出法による原価法

商 品 …… 主として移動平均法による原価法

原料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、期間10年～20年の定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(ニ) 長期前払費用 …… 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	925,732千円
機械装置及び運搬具	592,675千円
土地	1,372,126千円
その他の有形固定資産	33,911千円
合計	2,924,446千円

② 対応債務

短期借入金	260,000千円
長期借入金	716,585千円
(1年以内に返済予定のものを含む)	
合計	976,585千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,531,289千円

(3) 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、連結会計年度末日満期手形が次のとおり含まれております。

受取手形及び売掛金 14,698千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
福岡 岡倉 県市	遊 休 資 産	土 建 物 及 び 構 築 物 その他の有形固定資産

資産のグルーピングは、事業用資産は管理会計上の区分毎に、賃貸資産及び遊休資産は1物件毎に区分しております。

減損損失を計上した遊休資産は、時価が著しく下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

減損損失金額の固定資産の種類毎の内訳は次のとおりです。

土地	59,953千円
建物及び構築物	1,562千円
その他の有形固定資産	25千円
合計	61,541千円

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式	株	株	株	株	
普通株式	26,036,374	0	0	26,036,374	
合 計	26,036,374	0	0	26,036,374	
自己株式					
普通株式	2,762,889	120	0	2,763,009	(注)
合 計	2,762,889	120	0	2,763,009	

(注) 普通株式の自己株式の増加120株は単元未満株式の買取請求による増加です。

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払い

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当金額	基 準 日	効力発生日
2020年3月27日開催 第85期定時株主総会	普通株式	325,828千円	14円	2019年 12月31日	2020年 3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2021年3月30日開催の第86期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決 議 予 定	株式の種類	配 当 金 の 総 額	配当の原資	1株当たり配当金額	基 準 日	効力発生日
2021年3月30日開催 第86期定時株主総会	普通株式	325,827千円	利益剰余金	14円	2020年 12月31日	2021年 3月31日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等によっており、また、資金調達については銀行借入によっております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信限度額を設定して期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達です。なお、デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（（注）2参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,434,648	7,434,648	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,573,051	3,573,051	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	49,351	48,290	△1,061
② その他有価証券	11,437,912	11,437,912	—
資産計	22,494,964	22,493,903	△1,061
(4) 支払手形及び買掛金	1,089,009	1,089,009	—
(5) 短期借入金	945,000	945,000	—
(6) 未払法人税等	157,034	157,034	—
(7) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	1,522,162	1,526,789	4,627
負債計	3,713,206	3,717,833	4,627

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額217,075千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、賃貸等不動産を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,369円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 22円68銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

- (注) 事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の作成にあたり、記載金額、株数は、表示単位未満を切捨て表示しています。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月5日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野宏治 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田徹 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月5日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野宏治 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田徹 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鳥越製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月8日

鳥越製粉株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 池 長 大五郎 ㊞

監 査 役（常勤） 小 田 博 之 ㊞

社外監査役 秀 島 正 博 ㊞

社外監査役 岡 崎 信 介 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績、当社を取巻く環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額325,827,110円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
1	とり 鳥 越 徹 (1963年3月19日生)	1988年4月 株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2000年2月 当社入社 2002年3月 当社取締役経営企画室担当 2004年3月 当社常務取締役 2009年3月 当社取締役専務執行役員 営業本部長代行、 経理本部長、経営企画室担当 2010年3月 当社代表取締役社長執行役員 2012年3月 当社代表取締役会長 2013年3月 当社代表取締役会長執行役員 2015年3月 当社代表取締役会長 2016年3月 当社代表取締役会長兼社長 現在に至る	447,762株
(取締役候補者とした理由) 鳥越徹氏は、入社以来、経営企画室を中心に当社中核部門を経験するとともに2002年から取締役を務めており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
2	たか 高峰 和 宏 (1951年8月2日生)	1976年3月 当社入社 2002年3月 当社取締役研究開発部長 2004年3月 当社執行役員研究開発部付部長 2006年3月 当社常務執行役員 2011年3月 当社取締役常務執行役員 研究開発本部長 2012年3月 当社代表取締役社長執行役員 2016年3月 当社取締役副会長 製造本部管掌 現在に至る	33,644株
(取締役候補者とした理由) 高峰和氏は、入社以来、研究開発部門における豊富な経験と実績に加え、2012年からは4年間当社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識も有することから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	なか がわ たつ み 三 中 川 龍 二 三 (1959年6月13日生)	1983年4月 当社入社 2007年3月 当社執行役員経理部長 2010年3月 当社取締役執行役員経理部長 2013年3月 当社取締役執行役員経理部長、 経営企画室長 2015年3月 当社取締役執行役員管理本部長、 経理部長 2016年3月 当社取締役常務執行役員 管理本部長 現在に至る	24,300株
(取締役候補者とした理由) 中川龍二氏は、入社以来、経理部を中心に一貫して当社管理部門に携わり、財務、経理、総務に関する高い専門性と豊富な経験を有していることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
4	くら とみ すみ お 男 倉 富 純 (1953年8月13日生)	1978年4月 西日本鉄道株式会社入社 2008年6月 同社取締役執行役員都市開発事業本 部長 2011年6月 同社取締役常務執行役員経営企画本 部長 2013年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 株式会社福岡中央銀行取締役 現在に至る 2016年6月 西日本鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 現在に至る 株式会社九電工取締役 現在に至る 2020年3月 当社取締役 現在に至る	1,000株
(社外取締役候補者とした理由) 倉富純男氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有していることから社外取締役として適任と判断し、また業務執行の監督機能の強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
5	酒見俊夫 (1953年2月27日生)	1975年4月 西部瓦斯株式会社入社 2008年6月 同社執行役員エネルギー統轄本部 リビングエネルギー本部長兼リビング 企画部長 2009年4月 同社執行役員退任 2009年4月 株式会社マルタイ代表取締役社長 2011年4月 同社代表取締役社長退任 2011年4月 西部瓦斯株式会社常務執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2013年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2019年4月 同社代表取締役会長 現在に至る 2019年6月 広島ガス株式会社監査役 現在に至る 株式会社西日本フィナンシャルホール ディングス取締役監査等委員 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由) 酒見俊夫氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有していることから社外取締役として適任と判断し、また業務執行の監督機能の強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者 酒見俊夫氏は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 倉富純男氏および酒見俊夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 倉富純男氏が社外取締役を務める株式会社福岡中央銀行において、同氏の在任中である2016年3月および2017年11月に同行行員による顧客の現金着服の不祥事が判明いたしました。同氏は、平素より法令遵守体制の確立に関する提言を適宜行っており、当該事実の発生後においては、取締役会などにおいて再発防止策が充分機能しているかを確認するなど、適正にその職務を遂行しております。
5. 倉富純男氏が社外取締役を務める株式会社九電工において、同氏の在任中である2016年に、福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事に関連し、2019年3月および4月に公契約関係競売入札妨害および贈賄により同社社員1名が、また、談合により同社社員3名が起訴されました。同氏は当該事実を事前に認識しておりませんが、平素からコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底に関する提言を行っており、当該事実が判明した後は、事実関係の調査、同社グループ全体のコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進及び再発防止のために提言を行うなど、適正にその職務を遂行しております。
6. 酒見俊夫氏が社外監査役を務めていた株式会社九電工において、同氏の在任中である2016年に、福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事に関連し、2019年3月および4月に公契約関係競売入札妨害および贈賄により同社社員1名が、また、談合により同社社員3名が起訴されました。同氏は当該事実を事前に認識しておりませんが、平素からコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底に関する提言を行っており、当該事実が判明した後は、事実関係の把握および原因究明とこれを踏まえた再発防止策の策定に取り組むなど、適正にその職務を遂行いたしました。

7. 当社と倉富純男氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となっており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定であります。また、酒見俊夫氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、倉富純男氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、酒見俊夫氏の選任が承認された場合、同氏を両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所へ届け出る予定であります。
9. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中における、不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やす はら のぶ ひと 安原 伸 人 (1968年2月25日生)	2000年4月 弁護士登録 村山博俊法律事務所入所 2005年4月 安原法律事務所開設 2009年4月 安原・松村法律事務所開設 2009年6月 日本弁護士連合会住宅紛争処理機関 検討委員会副委員長 2012年4月 福岡県弁護士会総務事務局長 2013年4月 福岡県弁護士会業務委員会副委員長 福岡県弁護士会住宅紛争審査会 運営委員会委員長 2013年5月 福岡県弁護士会協同組合常務理事 現在に至る 2013年6月 日本弁護士連合会リーガルアクセス センター委員会副委員長 現在に至る 2014年1月 安原・松村・安孫子法律事務所開設 2019年8月 昭和通り法律事務所開設	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 安原伸人氏は、弁護士としての長年の経験や専門的知識を有していることから補欠の社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、安原伸人氏が監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
3. 当社は、安原伸人氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中における、不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。安原伸人氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2018年2月8日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新を決議し、同年3月29日開催の当社第83期定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました（以下、更新後のプランを「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）いたしました。

つきましては、当社定款第48条に基づき、本更新及び本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、製品、技術及びサービス面において競合会社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、①オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、②高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基盤研究等の充実、③独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、及び④単なる

商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めたとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等（注1）の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）

（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の誓約文言（条件又は留保等が付されていないものとします。）等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c) に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（注9）（本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会又は独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠

- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する意思連絡の有無及びその内容、並びに買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者等に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報等を受領した日から原則として最長90日が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い当社取締役会から買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

上記の手続を踏まえ、独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償で取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由が存しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i) 上記(e)に従い、独立委員会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間を延長する場合はその期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買収し、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者（注13）、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者（注14）、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ) ないし(Ⅳ) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ) ないし(Ⅴ) に該当する者の関連者（注15）（以下、(Ⅰ) ないし(Ⅵ) に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注16）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i) ②のとおり当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続

本更新は、当社定款第48条の規定に基づき、本総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することがあります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2021年2月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- 注1 当社は、2009年1月5日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっていますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。
- 注2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- 注3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- 注4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 注6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- 注9 独立委員会規則の概要は、以下のとおりです。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

- ・独立委員会は、①本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる手段の実施又は不実施、②本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得、③本プランの対象となる買付等への該当性の判断、④買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定、⑤買付者等の買付等の内容の精査・検討、⑥買付者等との協議・交渉、⑦当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提供する代替案の検討、⑧独立委員会検討期間の延長の決定、⑨本新株予約権の無償割当て以外の対抗措置の是非の検討、⑩本プランの修正又は変更に係る承認、⑪その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項、⑫当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項について決定等を行うものとする。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

注10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

注11 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

注12 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

注13 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

注14 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当

社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

注15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

注16 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回し又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の４名を予定しております。

氏 名 倉富 純男（くらとみ すみお）

〔略 歴〕

1978年４月 西日本鉄道株式会社入社
2008年６月 同社取締役執行役員都市開発事業本部長
2011年６月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長
2013年６月 同社代表取締役社長
2014年６月 株式会社福岡中央銀行取締役（現任）
2016年６月 西日本鉄道株式会社代表取締役社長執行役員（現任）
株式会社九電工取締役（現任）
2020年３月 当社取締役（現任）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名 酒見 俊夫（さけみ としお）

〔略 歴〕

1975年４月 西部瓦斯株式会社入社
2008年６月 同社執行役員エネルギー統轄本部リビングエネルギー
本部長兼リビング企画部長
2009年４月 同社執行役員退任
2009年４月 株式会社マルタイ代表取締役社長
2011年４月 同社代表取締役社長退任
2011年４月 西部瓦斯株式会社常務執行役員
2011年６月 同社取締役常務執行役員
2013年４月 同社代表取締役社長 社長執行役員
2019年４月 同社代表取締役会長（現任）
2019年６月 広島ガス株式会社監査役（現任）
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
取締役監査等委員（現任）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名	秀島 正博（ひでしま まさひろ）
[略 歴]	
1980年10月	監査法人中央会計事務所入所
1984年 4 月	公認会計士登録
1995年 7 月	秀島公認会計士事務所開設
1995年 8 月	税理士登録
1999年 7 月	メディアファイブ株式会社監査役
2007年 3 月	当社監査役（現任）
2008年 8 月	メディアファイブ株式会社取締役
2014年 8 月	メディアファイブ株式会社監査役（現任）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名	岡崎 信介（おかざき しんすけ）
[略 歴]	
1990年 4 月	弁護士登録 加藤達夫法律事務所入所
1996年 5 月	ジャスト法律事務所開設
2004年 4 月	福岡県弁護士会業務事務局長
2004年 4 月	財団法人交通事故紛争処理センター嘱託弁護士
2010年 4 月	福岡県弁護士会副会長兼福岡県弁護士会福岡部会 部会長兼九州弁護士会連合会理事
2011年 4 月	福岡県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員（現任）
2012年 4 月	福岡県弁護士会紛争解決センター紛争処理委員（現任）
2016年 3 月	当社補欠監査役
2019年 3 月	当社監査役（現任）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

福岡県うきは市吉井町1001番地 4
うきは市文化会館

